○経済産業省令第四十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（安定度試験） **第五十八条**　法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に規定する硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬についての遊離酸試験及び耐熱試験とし、頻度は、次の表の上欄に掲げる火薬類の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定めるものとする。 火薬類の区分　頻度 製造後一年以上を経過したもの　年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。 製造後二年以上を経過したもの　製造した日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあっては、年に一回とする。 製造年月日不明のもの　入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあっては、年に一回とする。 2・3　［略］	（安定度試験） **第五十八条**　法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による。 火薬類の種類　実施区分 硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬　製造後一年以上を経過したもの　年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。 製造後二年以上を経過したもの　製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。 製造年月日不明のもの　入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。 2・3　［略］
（安定度試験の合格基準） **第六十二条**　法第三十七条の安定度試験の結果適合する技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　耐熱試験において、次のいずれかに該当するもの イ　日本産業規格K四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であること。 ロ　日本産業規格K四八一〇に規定する検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であること。 ハ　日本産業規格K四八一〇に規定するベルクマン・ユンク試験の窒素酸化物の発生量が試料一グラムにつき二・五ミリリットル未満であること。 ニ　日本産業規格K四八一〇に規定するメチルバイオレット紙試験にあっては、次のいずれかに該当すること。 (1)　摂氏百三十四・五度における耐熱試験時間が三十分を超えること。 (2)　摂氏百二十度における耐熱試験時間が三十五分を超えること。	（安定度試験の合格基準） **第六十二条**　法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　耐熱試験において、日本産業規格K四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であるもの又は検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であるもの　［新設］ ［新設］ ［新設］
様式第１（第２条関係） ［略］ 名　称 事務所所在地（電話）	**様式第１**（第２条関係） ［略］ 名　称 事務所所在地（電話）